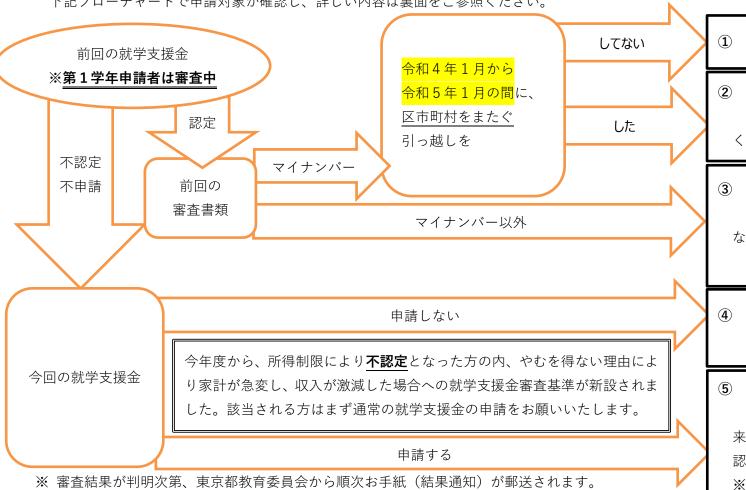
令和5年度高等学校等就学支援金(就学支援金)等支給手続のお知らせ(7月申請)

日頃から本校の学校教育活動へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校ではマイナンバーによる就学支援金の申請により、就学支援金手続きの簡素化を行っております。すでにマイナンバーで就学支援金を申請し、認定されているご家庭に関しては、**原則として手続は必要ありません。**

下記フローチャートで申請対象か確認し、詳しい内容は裏面をご参照ください。



第1学年において、手続が必要なご家庭については、改めて経営企画室から順次ご案内します。

手続不要

② 申請書の提出が必要

経営企画室へ書類を受け取りに来てください。

③ 申請書類一式の提出が必要

マイナンバーや生活保護受給証明書などの提出が必要です。

ご自宅に書類を郵送します。

④ 不申請意向確認書の提出が必要

ご自宅に書類を郵送します。

⑤ 申請書類一式の提出が必要

経営企画室へ申請書類を受け取りに 来てください。ご自宅には不申請意向確 認書のみ郵送します。

※第1学年については申請書も同封し ます。